

「高山市安全・安心・快適なまちづくり事業補助金」の概要

市内の既存の公共的な民間施設等のバリアフリー化等に係る改修事業に対して補助金を交付します。事業者の経済的負担を軽減するとともにバリアフリー意識の高揚と子育てにやさしいまちづくりを促進し、安全で安心できる快適なまちづくりの推進を図ります。

【対象施設は…】

建築物	学校
	病院又は診療所
	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
	集会場又は公会堂
	展示場
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
	ホテル又は旅館
	共同住宅、寄宿舎又は下宿
	老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
	博物館、美術館又は図書館
	公衆浴場
	飲食店
	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
	自動車教習所又は学習塾その他これらに類するもの
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
	自動車の停留又は駐車のための施設
	公衆便所
	その他市長が特に必要と認める建築物
建築物以外の公共交通機関の施設	(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの (2) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの (3) 航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの
車両	タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシー

【対象となる事業】

- (1) 建築物を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 10 条から第 23 条まで及び高山市誰にもやさしいまちづくり条例施行規則（平成 17 年高山市規則第 2 号）第 5 条から第 12 条までに規定する移動等円滑化基準に適合させる改修事業
- (2) 建築物以外の公共交通機関の施設を岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則（平成 10 年岐阜県規則第 63 号）第 3 条に規定する整備基準に適合させる改修事業
- (3) 車両にサポートシートを設置し、当該車両の助手席又は後部座席を回転、移動又は昇降させることにより、車いす利用者等が円滑に乗降できる構造とする改修事業
- (4) 建築物及び建築物以外の公共交通機関の施設に次に掲げるものを整備する改修事業。
ただし、同時に第 1 号及び第 2 号に規定する事業を行うときは、当該事業と重複する改修事業を除く。
 - ア 授乳室
 - イ プレイルーム
 - ウ ベビーベッド
 - エ 親子トイレ
 - オ 妊婦・乳幼児連れ駐車場
 - カ アからオまでの施設の設置場所を示す案内標識
 - キ アからオまでの施設を整備するために必要な備品

【補助金の対象経費は…】

建築物等の区分	補助率・補助金の額
建築物及び建築物以外の公共交通機関の施設	事業に要する経費の2分の1の額とする。ただし、（1）及び（2）に規定する事業については1事業につき200万円を、（4）に規定する事業については1事業につき100万円を限度とする。
車両	経費の2分の1の額とする。ただし、1事業につき15万円を限度とする。

お問い合わせ先

市役所福祉課・各支所地域振興課

電話 0577-35-3356（直通） F A X 0577-35-3165